



協会けんぽ 2023年度決算の お知らせ

(令和5)

2023年度決算 | 医療分

(単位:億円)

収入	保険料収入	102,998 (+2,577)
	国庫補助等	12,874 (+418)
	その他	233 (+16)
	計	116,104 (+3,011)

支出	保険給付費	71,512 (+1,993)
	拠出金等	37,224 (+1,358)
	その他	2,705 (▲683)
	計	111,442 (+2,668)

単年度収支差	4,662 (+343)
--------	--------------

※()内は、対前年度比

※ 支出の「その他」は下図の「健診・保健指導経費」「協会事務費」「その他の支出」の合計

保険給付費 64.2%

協会けんぽが医療機関に支払う費用や、
傷病手当金等の支払いに要する費用

保険料収入 88.7%

被保険者・事業主の皆さまに
納めていただいている保険料

支出

約
11.1兆円

収入

約
11.6兆円

高齢者医療
への拠出金等
33.4%

高齢者の皆さまの
医療費の一部を
現役世代が負担

健診・保健指導経費 1.4%

協会事務費 0.6%

その他の支出 0.4%

国からの補助金 11.1%

その他の収入 0.2%



協会けんぽ島根支部
キャラクター
しまめちゃん

2023年度の決算の概要

2023年度の決算は収入が11兆6,104億円、
支出が11兆1,442億円、収支差は4,662億円
で前年度から343億円の増加となりました。
収入・支出の主な内訳は以下のとおりです。

収入

- 保険料収入は2,577億円増加。
賃金の増加が主な要因。

支出

- 保険給付費は1,993億円増加。加入者1人当たり
医療給付費が増加したことが主な要因。
- 高齢者医療への拠出金等は1,358億円増加。団塊
の世代が後期高齢者になることにより拠出金額が
増加したことが主な要因。

2023年度の収支は、収入・支出ともに前年度より増加しましたが、主たる収入である
「保険料収入+国庫補助等」は2,995億円増加した一方、主たる支出である「保険給付
費+拠出金等」は3,351億円増加しており、支出の方が収入よりも伸びています。その
ため、収支差は実質的には前年度より縮小していることに留意が必要です。

その他の支出について、前年度に交付された国庫補助等の精算等による国への返
還が生じなかったことにより、2023年度は前年度と比較して支出が683億円抑制さ
れています。そのため、最終的には、収支差は、名目上、前年度より増加しています。

※ 詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。

**Q. 2023年度の決算は黒字額が増加しましたが、
協会けんぽの財政は今後どのような見通しなのでしょうか？**

A. 協会けんぽの財政は、以下の理由から楽観を許さない状況です。

- 団塊の世代が後期高齢者になることにより高齢者医療への拠出金等の短期的な急増が見込まれ、
その後も中長期的に高い負担額で推移することが見込まれること。
※ 高齢者医療への拠出金等 2023年度:2兆1,900億円 → 2025年度:2兆5,300億円
- 協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること。
※ 保険給付費 2023年度:7兆1,512億円 → 2028年度:7兆6,600億円

こうした状況を踏まえ、協会は、将来を見据えて、加入者の健康づくりに向けた取組を進めつつ、
保険財政の持続可能性という観点から、各種医療費適正化対策にも取り組んでまいります。



全国健康保険協会 島根支部
協会けんぽ

〒690-8531 松江市殿町383 山陰中央ビル2階



0852-59-5139

受付時間 8:30~17:15
(土・日・祝日・年末年始を除く)

毎月1回発行・無料

メールマガジン
「くにびき☆通信」

健康保険や健康づくりに関する
タイムリーな情報をお届け

ご登録はカンタン！



令和6年度被扶養者資格の再確認をお願いします

協会けんぽでは、高齢者医療制度への拠出金(※)及び保険給付の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけではなく、加入者のみなさまの保険料負担の軽減につながる大切な取り組みとなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

※ 高齢者医療制度への拠出金は、加入者数等に応じた負担となるため、本来扶養解除となる被扶養者がいる場合は、負担する必要のない拠出金が生じる場合があります。

● 再確認の対象となる方

令和6年4月1日において**18歳以上**の被扶養者の方

※すべての被扶養者の方が上記に該当しない場合は、再確認の必要がありませんので、事業主の方へ「被扶養者状況リスト」はお送りいたしません。

● 送付時期

令和6年10月上旬から10月下旬にかけて順次発送

● 提出期限

令和6年11月29日(金)



昨年度(令和5年度)の被扶養者資格の再確認の結果は、以下のとおりでした。

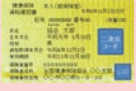
※令和6年3月31日現在

● 扶養解除となった方の数: 約7.1万人

● 高齢者医療制度への負担軽減額(効果額) 約10億円 皆様のご協力、誠にありがとうございました。

令和6年12月2日から 現行の健康保険証は発行されなくなります

令和6年12月2日以降に医療機関及び調剤薬局にかかる際は、以下の資格提示媒体(手段)のいずれかで保険診療等を受けていただくこととなります。

資格提示媒体(手段)	健康保険証	マイナ保険証	資格確認書
形状	プラスチックカード(水色) 	マイナンバーカード 	プラスチックカード(黄色) 
お持ちの方	令和6年12月1日以前に健康保険証を保有し、12月2日以降も退職(資格喪失)等されていない方	マイナンバーカードの健康保険証利用登録がお済みの方	資格取得時等に申請された方またはマイナ保険証をお持ちでない方等
有効期限	令和7年12月1日までまたは資格喪失(扶養解除)まで	無し (電子証明書の有効期限は5年)	最大で5年 (カード面に有効期限の記載あり)
医療(薬剤)情報の共有	×	○	×

※マイナ保険証のみを使用されている方がオンライン資格確認の出来ない医療機関等にかかる場合や停電・ICチップの損傷等でマイナ保険証が使用できない場合は、マイナ保険証とマイナポータル画面、または、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ(今後すべての加入者の方にお送りするお知らせ)」を提示することで保険診療等を受けることができます。

マイナ保険証等に関するお問い合わせ先

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

TEL 0570-015-369

※土日祝日年末年始を除く

謎解きウォークラリー

しまねクエスト2024開催中! 9.1日-11.30土



詳しくはこちら!

